平成２７年（フ）第１１４号
石川県かほく市高松丁25番地５
破産者　岡田　　勉
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１１５号
石川県かほく市高松丁25番地５
破産者　岡田　秀晃
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１６６号
石川県かほく市長柄町ソ55番地51
破産者　藤井　良紀
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第９１７号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番13―108号
破産者　伊藤　茂人
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８号
山口県下関市一の宮学園町５番15号、開始決定時の住所山口県下関市一の宮町５丁目15番３号
破産者　米山　和男
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
愛媛県松山市三番町１丁目６番地20
破産者　西原順子こと　具　　順子
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
福岡県大牟田市大字今山327番地
破産者　森　　義勝
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第４６号
長崎県大村市寿古町407番地
破産者　田中　洋子
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
長崎県大村市玖島３丁目571番地７（玖島コーポＡ―101）、前住所長崎県大村市三城町711番地10
破産者　田添　祥功
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
大分市大字羽屋21番地の１（チュリス古国府壱番館908）、開始決定時の住所大分市大字中判田2038番地の109
破産者　吉田　茂良
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目16番19号
破産者　伊牟田孝之
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６５号
釧路市新栄町２番18号
破産者　ナガイホーム株式会社
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３３号
北海道釧路郡釧路町光和６丁目２番地
破産者　株式会社三崎冷熱工業
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３９号
岐阜県羽島市上中町長間602番地
破産者　馬場　昭彦
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３０１号
名古屋市東区泉３丁目12番11号
破産者　合資会社三平商店
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
三重県名張市桔梗が丘２番町４街区44番地
破産者　山﨑　　昇
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１２１６号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地20
破産者　株式会社野崎建築工務
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８３８号
神戸市垂水区南多聞台３丁目６番27号、従前の本店所在地兵庫県明石市桜町４番１号
破産者　株式会社エスエス不動産（旧商号株式会社兼北）
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０６号
神戸市灘区大石東町５丁目２番７号
破産者　株式会社オタニ
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部